

(仮称) 白井市良好な景観とみどりづくりを推進する条例 (案)

目次

- 第1章 総則 (第1条—第6条)
- 第2章 景観とみどりの基本計画 (第7条—第9条)
- 第3章 景観計画区域内における行為の事前協議 (第10条—第14条)
- 第4章 景観計画区域内における行為の届出等 (第15条—第22条)
- 第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等 (第23条—第27条)
- 第6章 みどりの保全 (第28条—第33条)
- 第7章 みどりの創出 (第34条—第39条)
- 第8章 良好な景観とみどりづくりの推進体制 (第40条—第42条)
- 第9章 表彰・支援 (第43条・第44条)
- 第10章 雑則 (第45条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における良好な景観とみどりの形成を図るために必要な事項並びに景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び都市緑地法（昭和48年法律第72号）の施行に関し必要な事項を定めることにより、良好な景観とみどりづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な景観とみどりづくり 本市の魅力的な地域資源としての良好な景観とみどりの整備、保全及び創出を行うこと。
- (2) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (3) 屋外広告物 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。
- (4) 工作物 工作物のうち、建築物及び屋外広告物を除くものをいう。
- (5) みどり 樹木等の植物、樹林地、水辺地、農地等の自然的環境を有する土地及び空間並びにそこに生息する動植物の生産基盤である自然の要素をいう。
- (6) 市民 次に掲げる者をいう。

ア 市内に在住し、在勤し、又は在学する者

イ 市内の土地、建築物、工作物、屋外広告物若しくはみどりに関して権利を有する者

ウ 良好な景観とみどりづくりを推進することを目的とした自主的な活動を行う団体

(7) 事業者 市内で農業、商業、建設業、製造業その他の事業活動を行う者をいう。  
(基本理念)

第3条 本市の景観とみどりは、生活環境と自然環境が調和し、歴史・文化・農の資源が息づく中で長い時間をかけて育まれた地域資源であることを鑑み、もっと豊かに笑顔あふれる住みやすい都市の実現に向け、これらの魅力的な地域資源を次世代へと継承するよう、市民、事業者及び市の連携及び協働により、現存する景観とみどりを守り、高め、新たな魅力的な景観とみどりを創り、育てていかなければならない。

(市民及び事業者の責務)

第4条 市民及び事業者は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自らが良好な景観とみどりづくりの主体であることを認識し、その推進に努めるとともに、市が実施する良好な景観とみどりづくりを推進するための施策に協力しなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、良好な景観とみどりづくりを推進するための施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、市民及び事業者が参加しやすい場や機会を創出し、意見の反映に努めなければならない。

3 市は、市民や事業者の活動の支援や良好な景観とみどりづくりに関する意識の高揚を図るための啓発に努めなければならない。

4 市は、良好な景観とみどりづくりの先導的な役割を担うよう努めなければならない。

5 市は、必要があると認めるときは、国の機関又は地方公共団体に対し、良好な景観とみどりづくりについて協力を要請するものとする。

(財産権等の尊重等)

第6条 この条例の運用に当たっては、関係者の財産権その他の権利を尊重するとともに、公益との調整に留意しなければならない。

## 第2章 景観とみどりの基本計画

(景観とみどりの基本計画)

第7条 市長は、良好な景観とみどりづくりを総合的かつ計画的に実施するため、法第8条第1項に規定する景観計画及び都市緑地法第4条第1項に規定する基本計画として、景観とみどりの基本計画を定めるものとする。

2 市長は、景観とみどりの基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

3 前項の規定は、景観とみどりの基本計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（景観重点地区の指定）

第8条 市長は、法第8条第2項第1号の景観計画区域内のうち、良好な景観の形成を重点的に推進する必要があると認められる地区を、景観重点地区として指定することができる。

2 前項の規定において、市長は、景観重点地区における良好な景観の形成に関する方針及び良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を景観とみどりの基本計画に定めるものとする。

3 市長は、景観重点地区を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

4 前項の規定は、景観重点地区の指定の変更及び解除について準用する。

（景観とみどりの基本計画への適合）

第9条 建築物の建築等、工作物の建設等その他良好な景観とみどりづくりに影響を及ぼすおそれのある行為をする者は、当該行為を景観とみどりの基本計画に適合させるよう努めなければならない。

### 第3章 景観計画区域内における行為の事前協議

（事前協議）

第10条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長と協議をしなければならない。

(1) 法第16条第1項又は第2項の規定による届出を要する行為。

(2) 屋外広告物の表示若しくはその内容の変更又は屋外広告物を掲出する物件の設置、改造若しくは色彩の変更のうち、規則で定める行為

（事前協議の変更の届出）

第11条 前条の規定による協議（以下「事前協議」という。）を行った者は、その内容に変更が生じたときは、速やかに市長と再度協議をしなければならない。

（措置の要請）

第12条 市長は、事前協議があった場合において、その内容が次の各号に掲げる制限のいずれかに適合しないと認めたときは、当該事前協議をした者に対して、必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(1) 景観とみどりの基本計画において定めた法第8条第2項第2号の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(2) 景観とみどりの基本計画において定めた法第8条第2項第4号イの屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

（事前協議の終了）

第13条 事前協議は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、終了する

ものとする。

(1) 事前協議が調ったとき。

(2) 事前協議が調わない場合において、事前協議を行った者が、規則で定めるところにより、市長に当該協議の終了を申し出たとき。

2 市長は、事前協議が終了したときは、当該事前協議を行った者に対し、その結果を通知するものとする。

(事前協議に係る指導及び勧告)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、必要な措置を講ずるよう指導又は勧告することができる。

(1) 第10条第1項の規定に違反して、事前協議を行わないとき。

(2) 虚偽の内容に基づき第10条第1項の規定による事前協議を行ったとき。

#### 第4章 景観計画区域内における行為の届出等

(届出を要する行為)

第15条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）その他の物件の堆積とする。

2 前項の行為をしようとする者は、法第16条第1項に定める届出の例により、市長に届け出なければならない。

(届出を要しない行為)

第16条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、同条第1項各号に掲げる行為のうち、規則で定めるものとする。

(行為の完了等の報告)

第17条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出を行った者は、当該届出に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に報告しなければならない。

(国の機関又は地方公共団体が行う行為の変更通知等)

第18条 法第16条第5項の規定による通知をした国の機関又は地方公共団体は、当該通知に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長にその旨を通知しなければならない。

2 法第16条第5項の規定による通知をした国の機関又は地方公共団体は、当該通知に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に通知しなければならない。

(特定届出対象行為)

第19条 法第17条第1項に規定する特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号又は第2号の規定による届出を要する行為とする。

(指導)

第20条 市長は、景観とみどりの基本計画において定めた法第8条第2項第2号の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項に適合しない行為をしようとする者又はした者に対し、当該行為の制限に適合させるため、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(勧告又は命令)

第21条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令をしようとするときは、緊急を要する場合を除き、第42条に規定する景観とみどりのアドバイザーの意見を聴かなければならない。

(公表)

第22条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者について、その者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名)、当該対象となる行為その他市長が必要と認める事項を公表することができる。

- (1) 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をするに当たり虚偽の届出をした者
- (2) 法第16条第3項の規定による勧告に従わない者
- (3) 法第17条第1項又は第5項の規定による命令に従わない者

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、白井市行政手続条例(平成8年条例第9号)の規定に基づく弁明の機会の付与の方式により、弁明の機会を付与するものとする。

## 第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等

(景観重要建造物等の指定)

第23条 市長は、法第19条第1項又は法第28条第1項の規定により景観重要建造物又は景観重要樹木(以下「景観重要建造物等」という。)を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

2 前項の規定は、景観重要建造物等の指定の解除について準用する。

(景観重要建造物の管理方法の基準)

第24条 法第25条第2項の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更することがないようにすること。
- (2) 消火栓及び消火器の設置その他の防災上の措置を講ずること。
- (3) 景観重要建造物の滅失及び毀損を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める方法によること。

(景観重要樹木の管理方法の基準)

第25条 法第33条第2項の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

(1) 景観重要樹木の剪定は、原則として当該剪定前の外観を著しく変更することのないようにすること。

(2) 景観重要樹木の剪定、下草刈り、病虫害駆除等を定期的実施し、適正に維持管理を行うこと。

(3) 景観重要樹木の滅失及び枯死を防ぐため、景観重要樹木を定期的に点検し、管理上問題がある場合には適切に対応すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める方法によること。

(滅失等の届出)

第26条 景観重要建造物等の所有者は、当該景観重要建造物等の全部若しくは一部が滅失し、毀損し、又は枯死したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届出をしなければならない。

(所有者の変更の申出)

第27条 景観重要建造物等の所有者は、氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地を変更したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届出をしなければならない。

## 第6章 みどりの保全

(保存樹木等の指定等)

第28条 市長は、地域のみどりにおいて、特に保存する必要があると認めるときは、次に掲げるものを除き、樹木又は樹木の集団（以下「樹木等」という。）を、規則で定める基準により、保存樹木又は保存樹林（以下「保存樹木等」という。）として指定することができる。

(1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項、第110条第1項又は第182条第2項の規定により指定され、又は仮指定された樹木等

(2) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林に係る樹木等

(3) 法第28条第1項の規定により市長が指定した景観重要樹木

(4) 国又は地方公共団体の所有又は管理に係る樹木等で前3号に掲げるもの以外のもの

2 樹木等の所有者は、市長に対し、その所有する樹木等を保存樹木等として指定すべき旨を申請することができる。

3 市長は、保存樹木等を指定しようとするときは、あらかじめ、その所有者（所有者が2人以上いるときは、その全員）の意見を聴かなければならない。

4 市長は、保存樹木等を指定したときは、直ちに、その旨その他規則で定める事項を当該保存樹木等の所有者に通知しなければならない。

5 市長は、保存樹木等を指定したときは、規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置するものとする。

(保存樹木等の保存等)

第29条 保存樹木等の所有者は、保存樹木等について、枯損の防止その他その保存に努めなければならない。

2 保存樹木等について、次の各号のいずれかに該当する事由が発生したときは、その所有者は、速やかに、その旨を市長に届出をしなければならない。

(1) 保存樹木等の生育している土地（その隣接地を含む。）において、建築物その他の施設の設置その他保存樹木等の生態に著しく影響を及ぼす行為が行われることを知ったとき。

(2) 保存樹木等に直接影響を及ぼす病虫害等の発生を認めたとき。

(保存樹木等の保存等に関する助言又は指導)

第30条 市長は、保存樹木等の所有者に対し、保存樹木等の保存等に関し必要な助言又は指導を行うことができる。

(保存樹木等の滅失等の届出)

第31条 保存樹木等の所有者は、当該保存樹木等の全部若しくは一部が滅失し、損傷し、又は枯死したときは、速やかに、規則で定めるところにより、市長に届出をしなければならない。

(保存樹木等の所有者の変更の申出)

第32条 保存樹木等の所有者の変更があったときは、新たな所有者となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

2 保存樹木等の所有者は、氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地を変更したときは、速やかに、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

(保存樹木等の指定の解除)

第33条 市長は、保存樹木等が第28条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき、滅失、枯死その他の事由によりその指定の理由が消滅したとき、又は規則で定める基準に該当しなくなったときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

2 市長は、保存樹木等の所有者の申出によりやむを得ないと認められたときは、指定を解除することができる。

3 第28条第4項の規定は、前2項の規定による保存樹木等の指定の解除について準用する。

(公共施設等の緑化)

第34条 市長は、景観とみどりの基本計画に基づき、市が設置し管理する道路、公園、庁舎、学校及びその他の公共施設の緑化に努めなければならない。

2 市長は、国の機関若しくは地方公共団体が行う公共事業等及び管理する施設について、当該事業又は施設における緑化の推進を図るよう求めるものとする。

(建築物の建築等における緑化の配慮)

第35条 次に掲げる行為を行う者は、当該行為の対象区域の緑化に努めなければならない。

- (1) 建築物の新築及び移転
- (2) 工作物の新設及び移転
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為
- (4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

(居住地の緑化)

第36条 本市に居住する者は、市が行う緑化に関する施策に協力するとともに、自らの居住地の緑化に努めなければならない。

(事業所等の緑化)

第37条 事業者は、その事業所用地内に緑地を確保し、緑化に努めなければならない。

(緑化協定の締結の促進)

第38条 市長は、千葉県自然環境保全条例（昭和48年条例第1号）第26条に規定する緑化協定の締結に努めるものとする。

(みどりの協定の締結)

第39条 市長は、景観とみどりの基本計画の区域内の緑化を推進するため、当該区域内の不動産の所有者その他権利を有する者と協議の上、緑化の推進に関する協定（以下この条において「みどりの協定」という。）を締結することができる。

2 市長は、市内の工場、事業場その他事業者の所有地の緑化を推進するため、事業者と協議の上、みどりの協定を締結することができる。

3 市長は、規則で定める行為をしようとする者と協議の上、みどりの協定を締結することができる。

## 第8章 良好な景観とみどりづくりの推進体制

(景観とみどりのまちづくり団体の認定等)

第40条 市長は、良好な景観とみどりづくりを推進することを目的とした自主的な活動を行う団体で、規則で定める要件に該当するものを、白井市景観とみどりのまちづくり団体（以下「景観とみどりのまちづくり団体」という。）として認定することができる。

2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 景観とみどりのまちづくり団体は、前項の規定による申請の内容を変更したとき、又は団体を解散したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届出をしなければならない。

4 市長は、景観とみどりのまちづくり団体が、第1項の要件に該当しなくなったときその他景観とみどりのまちづくり団体として適当でなくなったと認めるときは、当該団体に係る認定を取り消すことができる。

(景観とみどりの基本計画の変更を提案することができる団体)

第41条 法第11条第2項の条例で定める団体は、景観とみどりのまちづくり団体とする。

(景観とみどりのアドバイザー)

第42条 良好な景観とみどりづくりの推進に関し必要な専門的助言を求めため、景観とみどりのアドバイザーを置く。

2 景観とみどりのアドバイザーは、景観とみどりに関する優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 景観とみどりのアドバイザーは、次に掲げる事項について、技術的及び専門的な助言を行う。

(1) 法第16条第3項の規定による勧告に関すること。

(2) 法第17条第1項又は第5項の規定による命令に関すること。

(3) 法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定に関すること。

(4) 法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定に関すること。

4 市長は、次に掲げる場合において必要と認めるときは、景観とみどりのアドバイザーに意見を聴くことができる。

(1) 景観とみどりの基本計画の変更をするとき。

(2) 第10条の規定による事前協議をするとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が良好な景観とみどりづくりを推進するために必要と認めるとき。

5 景観とみどりのアドバイザーの人数は、6人以内とする。

6 景観とみどりのアドバイザーの任期は、2年とする。

7 景観とみどりのアドバイザーは、再任されることができる。

## 第9章 表彰・支援

(表彰)

第43条 市長は、良好な景観とみどりづくりに寄与していると認められる建築物、工物、屋外広告物、土地及びみどりの所有者、設計者又は施工者を表彰することがで

きる。

- 2 市長は、前項に定めるもののほか、良好な景観とみどりづくりに寄与していると認める活動を行った個人又は団体を表彰することができる。

(支援)

第44条 市長は、良好な景観とみどりづくりに資するために必要と認めるときは、次に掲げるものに対し、必要な支援をすることができる。

- (1) 良好な景観とみどりづくりに資する活動を行う個人又は団体
- (2) 景観重要建造物等の保全を行う景観重要建造物等の所有者及び管理者
- (3) 保存樹木等の保存を行う保存樹木等の所有者及び管理者

#### 第10章 雑則

(委任)

第45条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日より施行する。

(準備行為)

- 2 第10条の規定による事前協議に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前であっても、同条から第14条までの例により行うことができる。